

TOKYO PRO-BOND Market に関する Q&A

目次

TOKYO PRO-BOND Market 創設のねらい	6
Q1 TOKYO PRO-BOND Market 創設の目的はなんですか。	6
Q2 債券発行者及び投資家にとっての TOKYO PRO-BOND Market のメリットは なんですか。	6
総則、定義（特例第 1 条～第 7 条、第 201 条～第 205 条関係）	7
Q3 どのような有価証券が上場できますか。	7
Q4 開示資料の言語を変更することはできますか。その際の留意点について教えて ください。	7
Q5 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 203 条でいう「本国等に おける法制度、実務慣行等」とはなんですか。	7
上場申請、上場適格性（特例第 206 条～第 213 条関係）	8
Q6 TOKYO PRO-BOND Market を利用した債券の発行と「上場」の関係について 教えてください。	8
Q7 「有価証券新規上場申請書」の受付の窓口と受付時間について教えてください。	8
Q8 代理人による申請は可能ですか。また、英語での申請、相談、照会は可能で るか。	8
Q9 プログラム情報とはなんですか。プログラム情報を提出するとどのような利点 があり、また義務が発生しますか。	8
Q10 プログラム情報と発行登録書の違いはなんですか。	9
Q11 プログラム情報の第 5 号様式以外の様式の利用は可能ですか。	9
Q12 プログラム情報と特定証券情報の関係について教えてください。	9
Q13 プログラム情報の提出は必ず求められますか。	10
Q14 プログラム情報の利用についての適格性要件はありますか。	10

Q15	プログラム情報に基づいて発行する債券は、必ず上場する必要がありますか。	10
Q16	プログラム情報の公表方法を教えてください。	10
Q17	特定証券情報とは何ですか。	11
Q18	特定証券情報には、第8号様式以外の様式の利用は可能ですか。	11
Q19	債券について保証を受けている場合、保証会社に関する情報の開示は求められますか。	11
Q20	特定証券情報に関する特例について教えてください。	11
Q21	プログラム情報を公表している場合の、特定証券情報（補完）の記載方法について教えてください。	12
Q22	許容される会計基準について教えてください。	12
Q23	特定証券情報の公表方法を教えてください。	12
Q24	どのような上場適格性要件の確認を行いますか。	13
Q25	本特例でいう格付業者の範囲について教えてください。	13
Q26	格付の取下げは、上場廃止基準に抵触しますか。	13
Q27	格付のレベルは問わないという理解で正しいでしょうか。たとえば、BBB格以上であることは必要ないという理解で良いですか。	13
Q28	格付要件の例外について教えてください。	13
Q29	主幹事証券会社リストとはなんですか。主幹事証券会社と J-Adviser とは同じものですか。	13
Q30	主幹事証券会社リストは発行体ごとに作るものですか、それとも全銘柄についてひとつのリストを作るものですか。	14
Q31	主幹事証券会社リストへの登録と除外の要件は何ですか。	14
Q32	主幹事証券会社リストへの登録には登録手数料はかかりますか。	14
Q33	主幹事証券会社要件の例外について教えてください。	14
Q34	プログラム上場及びプログラム情報に基づく個別債券の発行・上場に係る手続及び標準的な日程を教えてください。	14

Q35 プログラム情報に基づかない債券の発行・上場に係る手続及び標準的な日程を教えてください。	15
発行者の情報開示義務、その他の義務（特例第 214 条～第 220 条関係）	15
Q36 適時開示事項について教えてください。	15
Q37 適時開示の方法について教えてください。	15
Q38 適時開示義務が免除される場合について教えてください。	16
Q39 発行者情報には、第 10 号様式以外の様式の利用は可能ですか。	16
Q40 発行者情報の開示が必要ない場合について教えてください。	16
Q41 許容される会計基準について教えてください。	16
Q42 発行者情報の公表方法を教えてください。	17
Q43 上場債券の発行者のウェブサイトの整備についてはどのようなことが期待されますか。	17
Q44 上場に関する料金はどのような場合に発生しますか。具体的な金額はいくらですか。	17
市場秩序の維持、上場廃止（特例第 221 条～第 223 条関係）	18
Q45 債券の上場廃止は、どのような場合になされますか。	18
Q46 上記以外の理由による申請による上場廃止は可能ですか。	18
売買制度（業務規程等）	18
Q47 上場債券の売買は取引所外で行ってもよいのですか。	18
Q48 債券の売買単位について教えてください。	18
Q49 投資家の範囲について教えてください。	19
Q50 非居住者については、平成 22 年度税制改正で導入された非居住者債券所得非課税制度の対象になりますか。	19
Q51 外貨建債券の通貨については、制約はありますか。	19
清算・決済制度（清算・決済規程等）	19
Q52 取引所における債券の売買の清算・決済はどのように行いますか。	19
Q53 取引所外における債券の売買の清算・決済はどのように行いますか。	19

ESG 債	19
Q54 TOKYO PRO-BOND Market 上場 ESG 債に関するプラットフォーム（旧称 グリーンボンド・ソーシャルボンドに関するプラットフォーム）創設の目的はなんで すか。	19
Q55 TOKYO PRO-BOND Market における ESG 債の位置づけを教えてください。	20
Q56 ESG 債に関する情報を掲載するためには、どのような手続きが必要ですか。	20
Q57 発行体はプラットフォームにおいてどのような情報を掲載することができます か。	20
Q58 ESG 債に関する情報を掲載するためには、何らかの原則やガイドラインに準 拠又は参照する必要がありますか。	20
Q59 ESG 債に関する情報を掲載するためには、外部機関によるレビューが必要で すか。	21
Q60 ESG 債の発行後において、継続的なレポートイングが必要ですか。	21
Q61 ESG 債の情報はどこで見ることができますか。	21
Q62 ESG 債に関する情報のプラットフォームへの掲載に、手数料は発生しますか。	22
法令、その他	22
Q63 新規上場及び既上場債券の勧誘を行うに当たって、金融商品取引法により求め られる譲渡制限にかかる手続きについて教えてください。	22
Q64 上場債券に関する告知義務について教えてください。	24
Q65 証券会社による引受審査・デューディリジェンスの内容、程度について教えて ください。 TOKYO PRO-BOND Market の規則上の制約・義務はありますか。 ..	25
Q66 日本証券業協会の売買参考統計値の対象にはなりますか。	26

※凡例

特例…特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例

特例施行規則…特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則

施行令…金融商品取引法施行令

定義府令…金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令

開示府令…企業内容等の開示に関する内閣府令

外債開示府令…外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令

特定有価証券開示府令…特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令

証券情報等内閣府令…証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令

金商業等府令…金融商品取引業等に関する内閣府令

TOKYO PRO-BOND Market 創設のねらい

Q1 TOKYO PRO-BOND Market 創設の目的はなんですか。

A1 TOKYO PRO-BOND Market は、2008 年の金融商品取引法改正で導入された「プロ向け市場制度」に基づく、プロ投資家向けの新しい債券市場です。

日本の債券市場は額面 1 億円以上の社債管理会社不設置債を中心としたプロ投資家向けの発行が大宗を占めるにも拘らず、金融商品取引法の開示制度及び実務慣行は、個人投資家向けの債券も含むことを前提とした手厚いものとなっています。また、海外発行体の日本国内での起債意欲は高いにも拘らず、日本語による開示が障害となって、日本市場にアクセスできない発行体も少なくありません。

TOKYO PRO-BOND Market は、こうした状況を踏まえ、「プロ向け市場制度」をフルに活用しつつ、ユーロ市場のような柔軟かつ機動的な債券の発行を実現し、国内外の発行体と投資家さらには証券会社などの関係業界の利便性を向上させ、アジアの中核としての日本の債券市場の発展に資することを目的にしています。

Q2 債券発行者及び投資家にとっての TOKYO PRO-BOND Market のメリットはなんですか。

A2 機動的かつ柔軟な起債が可能になります。

債券を発行する際に必要な開示書類を、投資家への情報提供の質は維持した上で、大幅に簡素化するなど、手続を効率化することにより、市場環境に対応した機動的かつ柔軟な発行が実現されます。海外の MTN プログラムと同様、発行体の基礎的な情報や財務情報、起債可能枠を TOKYO PRO-BOND Market に登録（プログラム上場）すると、その枠の範囲内で随時債券を発行できる仕組みを導入します。

また、海外発行体（企業・団体）に対して、高い利便性が提供されます。従来のサムライ債発行には日本語開示が必要でしたが、TOKYO PRO-BOND Market では英語のみでの開示が可能です。日本会計基準に加え、国際会計基準、米国会計基準も採用し、円建て以外の様々な通貨での発行も可能です。

投資家にとってのメリットは、まず、TOKYO PRO-BOND Market を利用した債券の発行が増えることにより、より多くの内外の発行体の債券が日本で起債されることになり、国内外の投資家にとって日本市場における投資対象が多様化します。海外の投資家にとっては、英語による情報開示の拡充により、日本市場における投資がより容易になります。欧州の投資家など、上場銘柄のみを投資適格としている海外投資家にとっても日本で起債される債券への投資が可能になり、投資運用機会の拡充につながります。投資家にとって必要な情報は当取引所及び発行者のウェブサイトを開示され、簡便にアクセスできるようになります。

※ MTN は Medium Term Note(ミディアム・ターム・ノート) の略で、MTN プログラムに基づいて発行される債券を指し、ユーロ市場では一般的な社債発行形態となっています。MTN プログラムとは、社債発行により資金調達を予定している発行体が、あらかじめディーラー数社と MTN 発行に関する包括的な契約を締結しておくことにより、発行限度枠内で随時機動的に債券発行ができるようにする枠組みのことをいいます。MTN プログラムは通常、ロンドン、ルクセンブルク等の取引所に上場(リスティング)されています。

総則、定義(特例第1条～第7条、第201条～第205条関係)

Q3 どのような有価証券が上場できますか。

A3 内国法人又は外国法人の発行する社債券、特別の法律により内国法人又は外国法人の発行する債券、投資法人債券、外国投資証券のうち投資法人債券に類する証券、内国又は外国の者の発行する地方債証券、内国法人又は外国法人の発行する特定社債券、特定目的信託の受益証券のうち、信託期間中の金銭の分配について、あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類のもの、外国の者の発行する特定目的信託の受益証券、外国の発行する国債が上場の対象です。発行地に関する制約は特段ありません。

社債券については、いわゆる普通社債のほか、仕組み債についても、社債券の定義に当てはまる限りにおいては上場可能ですが、転換社債や交換社債については、対象とはしておりません。また、いわゆるイスラム債の上場は、特定目的信託の受益証券の形態により、可能となります。

Q4 開示資料の言語を変更することはできますか。その際の留意点について教えてください。

A4 開示資料の言語の変更は可能です。たとえば、海外の発行体のケースなどで、債券発行時の開示は英語と日本語の双方の言語とし、継続開示については英語のみの開示とすることなどが考えられます。ただし、その場合、例えば発行時において、あらかじめ投資家に対し、継続開示は英語のみで行われることを周知しておくなど、投資家の混乱を防ぐ方策を講じることが必要です。また、ひとつの開示資料のなかで日本語と英語の両言語を用いることにより、発行体と投資家双方の利便を図ることも考えられます。

Q5 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第203条でいう「本国等における

法制度、実務慣行等」とはなんですか。

- A5 発行体の設立準拠国の法制度、実務慣行等に限るものではなく、債券の発行地における法制度、実務慣行等を幅広く含む趣旨です。当取引所は、**TOKYO PRO-BOND Market** に関しては、プリンシプルベースの考え方（特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」といいます）第 3 条）に基づき、債券市場のプラクティスを踏まえて、柔軟かつ適切な規則の運用を行います。なお、準拠法については取引所規則上特段の限定はありません。

上場申請、上場適格性（特例第 206 条～第 213 条関係）

- Q6 **TOKYO PRO-BOND Market** を利用した債券の発行と「上場」の関係について教えてください。

- A6 **TOKYO PRO-BOND Market** の情報開示の仕組みを用いて債券を発行するには、**TOKYO PRO-BOND Market** に上場していただく必要があります。**TOKYO PRO-BOND Market** に上場しない場合には、他の制度（金融商品取引法上の募集：有価証券届出書を提出、適格機関投資家私募、少人数私募など）を利用して発行することになり、その場合には **TOKYO PRO-BOND Market** が提供するさまざまなメリット（柔軟な制度でありながら、実質的に現在の債券投資家（個人向け債券の投資家を除く）と同様の範囲の投資家に販売できる等）を享受することはできません。

- Q7 「有価証券新規上場申請書」の受付の窓口と受付時間について教えてください。

- A7 上場申請の受付窓口は、当取引所の上場推進部となります。受付時間は、基本的には当取引所の営業時間（8 時 45 分から 16 時 45 分まで）とさせていただきますが、海外発行体の場合は時差等を考慮して柔軟に対応させていただきます。電子媒体による場合も、同様です。

- Q8 代理人による申請は可能ですか。また、英語での申請、相談、照会は可能ですか。

- A8 代理人による申請、英語での申請、相談、照会とも、可能です。

- Q9 プログラム情報とはなんですか。プログラム情報を提出するとどのような利点があり、また義務が発生しますか。

- A9 プログラム情報は、ユーロ **MTN** プログラムと同様の趣旨で、発行体の基礎的な情報や財務情報、起債可能枠を開示するものです。プログラム情報の格付を取得し、引受証券会社の候補社名を記載することにより、その後の実際の債券の発行時には、速や

かな発行と上場手続が可能となります。プログラム情報を提出した発行体は、適時開示の義務を負うなど、当取引所の規則を遵守する義務が発生します。プログラム情報は、金融商品取引法上の開示規制の適用除外（同法第 3 条）を受けられない有価証券に関しては、同法第 27 条の 31 に規定する特定証券情報として取り扱われます。そのため、プログラム情報を当取引所へ提出し公表することにより、当該プログラム情報に基づく新規債券の取得勧誘を開始することが可能となります。

Q10 プログラム情報と発行登録書の違いはなんですか。

A10 プログラム情報と発行登録書は、ともに発行体の基礎的な情報や財務情報、起債可能枠を開示するものです。発行登録書は金融商品取引法第 23 条の 3 に規定する法定開示書類です。一方、プログラム情報も、同法上の開示規制の適用除外（同法第 3 条）を受けられない有価証券に関しては、同法第 27 条の 31 に規定する法定開示情報である特定証券情報として取り扱われます。プログラム情報は、当取引所が定める第 5 号様式又は当取引所が適当と認める様式により作成されます。発行登録書では、発行枠の記載方法として、一定期間内における発行予定額又は発行残高の上限を記載するものとされています。ここでいう発行残高の算定にあたっては、発行予定期間が終了した発行登録書に基づき発行された債券の発行額は算入されません。他方、プログラム情報では、ユーロ MTN プログラムと同様、発行予定期間が終了したプログラム情報に基づき発行分も含めて、発行残高の上限を記載していただきます（プログラム・アマウント方式）。この方式のもとでは、現在又は過去のプログラム情報に基づき発行された債券が償還された場合には、当該償還額と同額分、プログラム情報に基づき発行できる発行残高の額が増えることとなります。

Q11 プログラム情報の第 5 号様式以外の様式の利用は可能ですか。

A11 特例施行規則第 202 条第 3 項に基づき、当取引所が適当と認める場合には可能です。たとえば、ユーロ MTN プログラムで実際に利用されているプログラムの様式をそのまま利用することができます。また、海外のソブリン債については、外国債券等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令に定める様式を利用していただくことができます。第 5 号様式を利用しない場合、当取引所は、本国開示書類を参照する場合の本国関連法制、採用する会計基準、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第 2 条第 2 項第 1 号イからニまでの事項の該当箇所などについて、事前に確認します。

Q12 プログラム情報と特定証券情報の関係について教えてください。

A12 プログラム情報は、金融商品取引法上の開示規制の適用除外（同法第 3 条）を受けられない有価証券に関しては、特定証券情報として取り扱われます。プログラム情報の提出後、その枠の中で債券を発行して上場する際に、特定証券情報（補完）を提出

する必要があります。特定証券情報（補完）は、発行する債券の最終条件を記載した開示情報であり、その他の記載項目に関してはプログラム情報の内容を参照します。特定証券情報（補完）は、プログラム情報に記載された内容を補完する訂正特定証券情報（同法第 27 条の 31 第 4 項）に該当します。プログラム情報に基づく新規上場申請を行う場合において、プログラム情報、その後に公表された訂正プログラム情報、及び特定証券情報（補完）は、それぞれ特定証券情報の内容を構成することになります。

Q13 プログラム情報の提出は必ず求められますか。

A13 プログラム情報の提出はあくまで任意です。発行登録制度と同様、頻繁に（＝年間に何度も）債券を発行する発行体にとって、プログラム情報の提出による個別の発行の迅速化、容易化はメリットがありますが、例えば 1 年間に 1 回しか債券を発行しない発行体にとって、プログラム情報の提出は必ずしもメリットがありません。そうした発行体は、特定証券情報だけを提出することで債券を発行・上場することが通常であると思われれます。なお、プログラム情報を当取引所へ提出し公表することにより、当該プログラム情報に基づく新規債券の取得勧誘を開始することが可能となります。

Q14 プログラム情報の利用についての適格性要件はありますか。

A14 プログラム情報について、特例第 206 条第 1 項で読み替える第 212 条各号に定める上場適格性要件を、プログラム情報の提出・公表の時点で満たしていただく必要があります。原則として、プログラム情報について格付を取得していることと、主幹事証券会社の候補会社としてプログラム情報に掲載した者が主幹事証券会社リストに掲載されていることが求められます。プログラム情報の提出・公表の時点で上場適格性要件を満たさない場合には、訂正プログラム情報又は特定証券情報（補完）として、プログラム情報についての格付及び主幹事証券会社（の候補会社）に関する情報を公表する必要があります（特例施行規則第 202 条第 1 項）。

Q15 プログラム情報に基づいて発行する債券は、必ず上場する必要がありますか。

A15 プログラム情報に基づいて発行する債券を上場させる必要は、必ずしもありません。発行体の選択にゆだねられます。上場しないで債券を発行する場合には、他の制度にしたがって発行することになります。適格機関投資家私募や少人数私募の仕組みを用いることになるものと思われれます。

Q16 プログラム情報の公表方法を教えてください。

A16 当取引所のウェブサイト、又は発行者の情報を掲載するウェブサイトのいずれかに継続して掲載する方法により、公表していただきます。なお、発行者のウェブサイト

に掲載する方法をとる場合には、London Stock Exchange が提供する情報配信サービスである RNS を通じて各種情報ベンダー等に情報を提供する等、投資家に確実かつ適切に情報が伝わるようにすることが望まれます。

Q17 特定証券情報とは何ですか。

A17 特定証券情報とは、TOKYO PRO-BOND Market の仕組みを使って債券を発行・上場する場合に提出、公表する必要がある書類であり、プログラム上場制度を利用しない場合の特定証券情報は、有価証券の募集の場合の有価証券届出書に相当するものといえます。特定証券情報の内容、書式は当取引所が定めます。1年間継続して有価証券報告書を提出している発行体においては、特定証券情報に財務書類を含む企業情報を記載する必要がなく、また海外の発行体においては母国当局や外国金融商品取引所への提出書類をそのまま流用できるなど、TOKYO PRO-BOND Market 用の追加書類作成コストが極力小さくなるような工夫を行っています。

Q18 特定証券情報には、第 8 号様式以外の様式の利用は可能ですか。

A18 特例施行規則第 204 条第 2 項に基づき、当取引所が適当と認める場合には可能です。たとえば、ユーロ市場で実際に利用されている開示様式を利用していただくことができます。また、海外のソブリン債については、外国債券等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令に定める様式を利用していただくことができます。第 8 号様式を利用しない場合、当取引所は、本国開示書類を参照する場合の本国関連法制、採用する会計基準、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第 2 条第 2 項第 1 号イからニまでの事項の該当箇所などについて、事前に確認します。

Q19 債券について保証を受けている場合、保証会社に関する情報の開示は求められますか。

A19 特定証券情報の第 8 号様式では、発行者の保証会社の情報の記載欄を設けています。

Q20 特定証券情報に関する特例について教えてください。

A20 1年間継続して有価証券報告書を開示している発行体は、特定証券情報に、有価証券報告書を提出している旨を記載することが求められ、第 8 号様式第二部の【企業情報】の記載を省略することができます。また、発行者情報（TOKYO PRO-BOND Market の場合の継続開示）の提出・公表も不要です。また、金融商品取引法上の開示規制の適用除外を受けられる債券（同法第 3 条各号に掲げる有価証券（地方債等））その他の公募債の新規上場申請に際しては、特定証券情報にかえて発行要項（第 8 号様式の第一部【証券情報】に相当する情報を含む）を提出することが求められます。

Q21 プログラム情報を公表している場合の、特定証券情報（補完）の記載方法について教えてください。

A21 プログラム情報の提出後、その枠の中で債券を発行して上場する際には、特定証券情報（補完）を提出する必要があります。特定証券情報（補完）の作成に当たっては、第8号様式のほか、特例施行規則第204条第2項に基づき、当取引所が適当と認める様式の利用が可能です。特定証券情報（補完）では、プログラム情報の内容を参照することができますので、その内容は発行登録追補書類と同様に簡易なものとなります。なお、発行登録追補書類では、継続開示している情報（有価証券報告書や四半期報告書）を参照（添付しているのと同様の法律効果を持つ）する必要がありますが、特定証券情報（補完）ではその必要はなく、単に有価証券報告書を提出している旨を記載すれば足ります。

Q22 許容される会計基準について教えてください。

A22 日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準（IFRS）の3基準と、これら3基準のいずれかと同等であることを当取引所が認めた基準が許容されます。当取引所は、個別の発行体の会計基準ごとに、日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準（IFRS）の3基準との同等性を判断します。同等性の判断に際しては、当該3基準以外の会計基準に基づいて作成された財務書類が、国内外の主要な債券市場等（例：ユーロ市場、米国市場）において開示されている等の実績を勘案します。

また、かかる同等性の判断には、外国会社の法定開示において、当該会計基準に基づく財務計算に関する書類を財務書類として提出することにつき、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めた事例の有無等を勘案するものとします。

日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準（IFRS）の3基準以外により作成した財務諸表の開示をご検討している場合は、事前に当取引所にご相談ください。当取引所が認めた基準による場合は、当該3基準のいずれかにおける会計処理の原則及び手続きとの差異の内容につき開示しなければなりません。

参考条文：

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 131 条

Q23 特定証券情報の公表方法を教えてください。

A23 当取引所のウェブサイト又は発行者等の情報を掲載するウェブサイトのいずれかに継続して掲載する方法により、公表していただきます。なお、発行者のウェブサイトに掲載する方法をとる場合には、London Stock Exchange が提供する情報配信サービスである RNS を通じて各種情報ベンダー等に情報を提供する等、投資家に確実かつ適

切に情報が伝わるようにすることが望まれます。

Q24 どのような上場適格性要件の確認を行いますか。

A24 当取引所は、債券が特例第 212 条各号の上場適格性の要件を満たしていることを確認します。格付要件に関しては、プログラム情報又は特定証券情報の記載から要件を満たしていることを確認できない場合等には、当該格付業者から提出された当該格付に係る書類の提出を求めます。株式の上場とは異なり、形式的な要件の確認のみであるため、この確認にはほとんど時間を要しません。

Q25 本特例でいう格付業者の範囲について教えてください。

A25 規則上は、「法第 2 条第 36 項に規定する信用格付業者及び外国法に準拠して設立された格付会社（当該信用格付業者と同等の規制及び監督を受ける者に限る。）」と定めています。国内・海外の格付会社がこれにあたります。現在のところ、これに該当すると考えられるのは、スタンダードアンドプアーズ（日本法人に限らない）、ムーディーズ（日本法人に限らない）、フィッチ（日本法人に限らない）、格付投資情報センター、日本格付研究所及び RAM Rating Services Berhad です。なお、これ以外の格付業者についても、該当する可能性がありますので、個別にご相談ください。

Q26 格付の取下げは、上場廃止基準に抵触しますか。

A26 格付の取下げは、上場廃止基準に抵触しません。

Q27 格付のレベルは問わないという理解で正しいでしょうか。たとえば、BBB 格以上であることは必要ないという理解で良いですか。

A27 ご理解のとおり、格付のレベルは問いません。

Q28 格付要件の例外について教えてください。

A28 上場しようとする債券が地方債、外国地方債又は外国国債である場合と、国、国内外の地方公共団体若しくは当取引所が適当と認める金融機関（国際協力銀行、信用保証・投資ファシリティ（CGIF: Credit Guarantee and Investment Facility）、アジア開発銀行、世界銀行グループ等、A25 に掲げる格付業者による信用格付を取得している金融機関）による保証を受けている場合については、債券が格付を取得する必要はありません。

Q29 主幹事証券会社リストとはなんですか。主幹事証券会社と J-Adviser とは同じものですか。

A29 主幹事証券会社リストとは、当取引所が作成するリストで、TOKYO PRO-BOND Market への債券の上場及びプログラム情報の開示にあたって主幹事証券たりうる証

券会社のリストです。当該制度は、TOKYO PRO Market（株式市場）のJ-Adviser 制度とは異なります。TOKYO PRO-BOND Market はJ-Adviser 制度を採用していません。

Q30 主幹事証券会社リストは発行体ごとに作るものですか、それとも全銘柄についてひとつのリストを作るものですか。

A30 主幹事証券会社リストは、発行体ごとではなく、全銘柄共通のリストとして当取引所が作成・公表するものです。

Q31 主幹事証券会社リストへの登録と除外の要件は何ですか。

A31 主幹事証券会社リストへの登録は、当該リストへの登録を希望する証券会社からの申請を受け、これまでの内外の債券発行に係る主幹事実績等を勘案して当取引所が登録の可否を決定します。また、当取引所がリストへの掲載の継続が不適当と認める場合（例えば当該証券会社が債券の引受業務から撤退してしまったような場合）には、登録の取消しを行います。

Q32 主幹事証券会社リストへの登録には登録手数料はかかりますか。

A32 主幹事証券会社リストへの登録には手数料はかかりません。

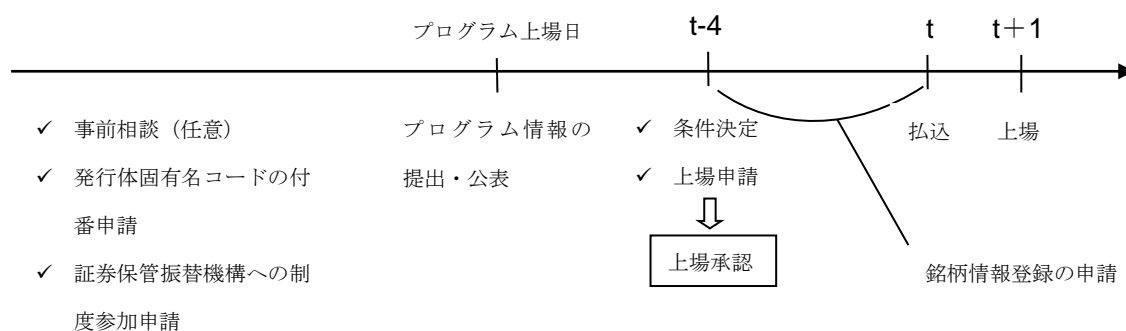
Q33 主幹事証券会社要件の例外について教えてください。

A33 当取引所が適当と認める金融機関が当該債券の総額を購入しているとき、証券会社による債券の引受は行われませんが、当該金融機関の審査による当該債券の質の確認が行われると考えられるため、このような場合については主幹事証券会社要件の例外とします。

Q34 プログラム上場及びプログラム情報に基づく個別債券の発行・上場に係る手続及び標準的な日程を教えてください。

A34

(モデル・ケース)



当取引所に提出されたプログラム情報の受理の作業は原則として受理と同日に完了し、プログラム情報提出日がプログラム情報の公表日すなわちプログラム上場日となります。

プログラム情報に基づき個別債券を発行・上場（ドローダウン）する場合、モデル・ケースのように、条件決定と同時に上場申請していただければ、当取引所では、速やかに上場適格性要件の充足を確認のうえ、申請日当日中（遅くとも翌営業日まで）に上場を承認します。通常は、上場日は払込日の翌日となります。なお、当取引所における諸手続のため、上場申請は上場日の 5 営業日前までに行われる必要があります。上場しようとする債券が振替債である場合、発行体固有名コード（ISIN コードを構成する 5 桁のコード）をもたない発行体については、証券コード協議会からこれを事前に取得する必要があります。また、証券保管振替機構を初めて利用する場合には、同機構への制度参加申請が事前に必要です。両手続とも、1～2 週間ほどかかりますので、プログラム上場日までにこれらの手続を済ませておくことをおすすめします。加えて、条件決定後払込日までに、ISIN コード取得のために銘柄情報登録をする必要があります。

Q35 プログラム情報に基づかない債券の発行・上場に係る手続及び標準的な日程を教えてください。

A35 プログラム情報に基づかない発行・上場（スタンド・アローン）の場合でも、プログラム情報の提出・公表以外の点については、前問のドローダウンの場合と基本的に変わりありません。発行体固有名コードの取得と、証券保管振替機構への制度参加申請についても、前問と同様であることにご留意ください。

発行者の情報開示義務、その他の義務（特例第 214 条～第 220 条関係）

Q36 適時開示事項について教えてください。

A36 適時開示事項は特例第 215 条に定められているとおりです。具体的には、解散、破産、不渡りなどの事項です。

Q37 適時開示の方法について教えてください。

A37 特例第 215 条第 1 号 a 及び b 並びに第 2 号 a 及び b の内容は TDnet で開示する方法により、その他の内容は当取引所のウェブサイト又は発行者等の情報を掲載するウェブサイトのいずれかに掲載する方法により、公表していただきます。なお、発行者

のウェブサイトに掲載する方法をとる場合には、London Stock Exchange が提供する情報配信サービスである RNS を通じて各種情報ベンダー等に情報を提供する等、投資家に確実かつ適切に情報が伝わるようにすることが望まれます。

Q38 適時開示義務が免除される場合について教えてください。

A38 国内金融商品取引所に上場している株券等の発行者若しくは当該発行者の完全子会社と、事業活動の開示を必要としない債券（地方債、特定社債、特定目的信託の受益証券、外国の発行する国債）については、特例第 215 条の適時開示義務は免除されます（ただし、発行体のウェブサイトにおける掲載場所を工夫する、当取引所のウェブサイトを利用するなど、株券等の上場に伴う開示情報の積極的な発信が望まれます）。

Q39 発行者情報には、第 10 号様式以外の様式の利用は可能ですか。

A39 特例施行規則第 208 条第 2 項に基づき、当取引所が適当と認める場合には可能です。たとえば、ユーロ市場で実際に利用されている開示様式を利用していただくことができます。また、海外のソブリン債については、外国債券等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令に定める様式を利用していただくことができます。第 10 号様式を利用しない場合、当取引所は、本国開示書類を参照する場合の本国関連法制、採用する会計基準、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第 7 条第 3 項第 1 号イからハまでの事項の該当箇所などについて、事前に確認します。

Q40 発行者情報の開示が必要ない場合について教えてください。

A40 有価証券報告書の提出義務のある発行者については、発行者情報の開示は必要ありません（ただし、発行体のウェブサイトにおける掲載場所を工夫する、当取引所のウェブサイトを利用するなど、有価証券報告書などの開示情報の積極的な発信が望まれます）。また、当該上場債券が金融商品取引法上の開示規制の適用除外を受けられる有価証券（同法第 3 条各号に掲げる有価証券（地方債等））であって当該上場債券に係る取得勧誘を行う場合も、発行者情報の開示は必要ありません。

Q41 許容される会計基準について教えてください。

A41 日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準（IFRS）の 3 基準と、これら 3 基準のいずれかと同等であることを当取引所が認めた基準が許容されます。当取引所は、個別の発行体の会計基準ごとに、日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準（IFRS）の 3 基準との同等性を判断します。同等性の判断に際しては、当該 3 基準以外の会計基準に基づいて作成された財務書類が、国内外の主要な債券市場等（例：ユーロ市場、米国市場）において開示されている等の実績を勘案します。

また、かかる同等性の判断には、外国会社の法定開示において、当該会計基準に基

づく財務計算に関する書類を財務書類として提出することにつき、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めた事例の有無等を勘案するものとします。

日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準（IFRS）の3基準以外により作成した財務諸表の開示をご検討している場合は、事前に当取引所にご相談ください。当取引所が認めた基準による場合は、当該3基準のいずれかにおける会計処理の原則及び手続きとの差異の内容につき開示しなければなりません。

参考条文：

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 131 条

Q42 発行者情報の公表方法を教えてください。

A42 当取引所のウェブサイト又は発行者等の情報を掲載するウェブサイトのいずれかに継続して掲載する方法により、公表していただきます。なお、発行者のウェブサイトに掲載する方法をとる場合には、London Stock Exchange が提供する情報配信サービスである RNS を通じて各種情報ベンダー等に情報を提供する等、投資家に確実かつ適切に情報が伝わるようにすることが望まれます。

Q43 上場債券の発行者のウェブサイトの整備についてはどのようなことが期待されますか。

A43 債券の発行者の開示情報は、当取引所のウェブサイトと発行者のウェブサイトの開示されることが期待されます。発行者のウェブサイトを利用して公表を行う場合には、それを閲覧する投資家の目から見て、開示資料の掲載場所や内容が分かりやすいことが求められます。また、取引所のウェブサイトを利用して公表を行う場合であっても、開示資料の掲載場所等の各サイトへのリンクが貼られた取引所のウェブサイトの URL を、発行者のウェブサイトにおいても表示することなどの工夫が求められます。

Q44 上場に関する料金はどのような場合に発生しますか。具体的な金額はいくらですか。

A44 上場に関する料金は、特例施行規則の別表 2 にあるとおり、「プログラム上場に関する料金」と「債券等の上場に関する料金」に区分されます。

「プログラム上場に関する料金」としては、100 万円のプログラム上場料が発生します。1 年ごとのプログラムの更新にあたっては、基本的に料金は発生しませんが、発行残高の上限（プログラム・アマウント）を増加させる場合にのみ、100 万円のプログラム・アマウント増額手数料が発生します。

「債券等の上場に関する料金」（プログラム情報を利用しない場合）としては、100 万円の新規上場料が発生します。

上記に消費税額を加算した金額を支払っていただく必要があります（新規上場申請者又は上場債券の発行者が外国の者である場合は除きます）。

市場秩序の維持、上場廃止（特例第 221 条～第 223 条関係）

Q45 債券の上場廃止は、どのような場合になされますか。

A45 特例第 222 条に基づき、(1)最終償還期限が到来する場合、(2)債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還する場合、(3)吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が他の会社に承継される場合、(4)期限の利益を喪失した場合、(5) 指定振替機関の振替業等（指定振替機関の振替業又は外国の法令に準拠して外国において振替業若しくは債券の保管及び振替に関する業務を行う者のこれらの業務をいいます。）における取扱いの対象とならないこととなった場合、の各場合に上場廃止されます。また、前(1)から(5)の各場合のほか、上場債券の発行者が、特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書について重大な虚偽記載を行った場合等、当取引所が上場廃止を適当と認めた場合には、当該発行者が発行する債券全銘柄の上場を廃止します。また、上場債券の発行者が規則に違反した場合の措置として上場廃止措置がとられる場合があります（特例第 221 条第 1 項）。

Q46 上記以外の理由による申請による上場廃止は可能ですか。

A46 申請による上場廃止は受け付けない方針です。

売買制度（業務規程等）

Q47 上場債券の売買は取引所外で行ってもよいのですか。

A47 従来の債券と同様、取引所外において売買を行っていただいて結構です。債券の取引はすべて取引所外の OTC 市場で行われることが想定されます。取引所外で行われる債券の売買については当取引所の規定の適用はありません。

Q48 債券の売買単位について教えてください。

A48 円建ての債券については額面 1 億円を売買単位とします。また、外貨建ての債券については、各債券の発行されている券種の額面金額とします。

Q49 投資家の範囲について教えてください。

A49 TOKYO PRO-BOND Market に売買注文を出せる者の範囲は、①特定投資家及び②非居住者です。特定投資家とは、生損保等の適格機関投資家、上場会社、資本金 5 億円以上の株式会社、国、日本銀行がこれにあたり、これ以外でも、上記以外の法人、地方公共団体や、純資産額及び金融資産額 3 億円以上かつ 1 年以上の取引経験のある個人については、証券会社への申出、承諾により特定投資家とみなされることとなります。

Q50 非居住者については、平成 22 年度税制改正で導入された非居住者債券所得非課税制度の対象になりますか。

A50 一部例外を除き、対象になります。

Q51 外貨建債券の通貨については、制約はありますか。

A51 特に制約はありません。

清算・決済制度（清算・決済規程等）

Q52 取引所における債券の売買の清算・決済はどのように行いますか。

A52 国内発行の債券について取引所で売買を行った場合には、日本証券クリアリング機構（以下、「JSCC」といいます）を通じて清算・決済を行うこととなります。海外で発行する債券については、取引所で売買を行った場合でも JSCC を通じた清算・決済を行うことができませんので、売り方、買い方となる証券会社に相対で清算・決済を行っていただくこととなります。この場合、売買が成立した時点で、当取引所から清算等を行う相手方となる証券会社をお知らせします。

Q53 取引所外における債券の売買の清算・決済はどのように行いますか。

A53 取引所外で売買を行った場合には、国内発行・海外発行を問わず、各証券会社において定める方式により清算等を行うこととなります。

ESG 債

Q54 TOKYO PRO-BOND Market 上場 ESG 債に関するプラットフォーム（旧称グリー

ンボンド・ソーシャルボンドに関するプラットフォーム) 創設の目的はなんですか。

A54 ESG債とは、環境課題(地球温暖化等)、社会課題(教育・福祉等)等の解決に資する事業の資金を調達するために発行される債券です。

海外では、2000年代後半から、主に国際機関によりグリーンボンドが発行され始めました。その後、国際資本市場協会(ICMA: International Capital Market Association)が2014年に「グリーンボンド原則」(Green Bond Principles)を、2017年に「ソーシャルボンド原則」(Social Bond Principles)を公表したこと等を契機に、グリーンボンド・ソーシャルボンドの発行や投資は拡大傾向にあります。また、2017年には環境省より「グリーンボンドガイドライン 2017年版」が公表されるなどを受け、日本における普及も進みました。

当取引所は、こうした状況を踏まえ、当取引所のウェブサイト上に、発行体がESG債の情報を掲載できるプラットフォームを設けることにより、発行体の取り組みを支援し、ひいてはESG債市場の発展に寄与することを目指しています。

Q55 TOKYO PRO-BOND MarketにおけるESG債の位置づけを教えてください。

A55 当取引所の運営するTOKYO PRO-BOND Marketに上場する債券のうち、発行体がESG債として、プラットフォームを利用した関連情報の掲載を希望される場合、発行体からの申請に基づき、当取引所が設けるプラットフォーム上に資金使途等の情報を掲載するものです。

ESG債についても、TOKYO PRO-BOND Marketに上場する従来の債券と同様、上場規則に準拠した手続きが必要となります。

Q56 ESG債に関する情報を掲載するためには、どのような手続きが必要ですか。

A56 発行体が、TOKYO PRO-BOND Marketに上場する債券について、ESG債のプラットフォームを利用した関連情報の掲載を希望される場合には、有価証券新規上場申請書に必要事項(調達資金の使途、外部機関によるレビュー及びレポーティングの有無など)を記載して当取引所にご提出いただきます。

Q57 発行体はプラットフォームにおいてどのような情報を掲載することができますか。

A57 資金使途については必ず掲載していただき、その他に、発行体の希望に応じて、「外部機関によるレビュー」、「レポーティング」、「関連情報」(発行体によるプレスリリースや投資対象)などを掲載することができます。

Q58 ESG債に関する情報を掲載するためには、何らかの原則やガイドラインに準拠又は参照する必要がありますか。

A58 ESG債について国際的に統一された定義や基準は確立されていませんが、市場の透

明性・信頼性確保のため、準拠又は参照した基準を示すことが望ましいと考えられます。

例えば、グリーンボンドについては、世界的に広く参照される基準である国際資本市場協会のグリーンボンド原則や、NGO である気候債券イニシアチブ (CBI: Climate Bonds Initiative) により策定された気候ボンド基準 (Climate Bonds Standard) 等が挙げられます。また、国内では、環境省により策定されたグリーンボンドガイドラインが存在します。ソーシャルボンドについては、国際資本市場協会により策定されたソーシャルボンド原則が挙げられます。

これら、ガイドラインでは、「調達資金の使途」、「プロジェクトの評価及び選定のプロセス」、「調達資金の管理」、「レポートニング」に関して指針が例示されています。発行体は、資金使途に関する情報と併せて、準拠又は参照した基準及び、基準の各要素に関する具体的な取り組み状況について説明することが望ましいと考えられます。なお、発行体独自の基準を持っている場合、又は何らかの理由で示すことが困難な場合にも、資金使途に関する情報と併せてその理由を示すことが望ましいと考えられます。

Q59 ESG 債に関する情報を掲載するためには、外部機関によるレビューが必要ですか。

A59 外部機関によるレビューとして「コンサルタント・レビュー(Consultant review)」、「検証(Verification)」、「認証(Certification)」、「レーティング(Rating)」などが挙げられますが、情報掲載にあたり、それらは必須ではありません。しかし、前述の各ガイドラインにおいては、外部機関によるレビューを活用することが望ましいと考えられています。

Q60 ESG 債の発行後において、継続的なレポートニングが必要ですか。

A60 継続的なレポートニングは必須ではありません。しかし、前述の各ガイドラインにおいては、ESG 債の発行により調達した資金の使用に関する最新情報 (調達資金を充当するプロジェクトの概要、プロジェクトに充当した資金の額、プロジェクトがもたらすことが期待される効果など) について、発行後も継続的に開示すべきであると考えられています。

Q61 ESG 債の情報はどこで見ることができますか。

A61 当取引所のウェブサイトにおける「TOKYO PRO-BOND Market」のトップページより、「TOKYO PRO-BOND Market 上場 ESG 債に関する情報」というメニューをクリックすると、当該ページをご覧いただけます。あるいは、「TOKYO PRO-BOND Market」の「銘柄一覧」画面から当該ページに移動することも可能です。

Q62 ESG債に関する情報のプラットフォームへの掲載に、手数料は発生しますか。

A62 ESG債に関する情報を掲載することによる追加手数料は発生しません。

法令、その他

Q63 新規上場及び既上場債券の勧誘を行うに当たって、金融商品取引法により求められる譲渡制限にかかる手続きについて教えてください。

A63 (新規上場時)

TOKYO PRO-BOND Market に上場しようとする債券について特定投資家向け取得勧誘を行う場合には、原則として、(1)発行体と投資家との間及び証券会社と投資家との間でそれぞれ譲渡制限契約を締結すること、又は(2)投資家に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面に譲渡制限の内容が記載されており、かつ、かかる内容が証券会社から投資家に対して説明され、当該投資家が譲渡制限を遵守すること、のいずれかを満たすことが求められます。

上記(1)について、金融庁によれば、当該譲渡制限契約の締結の具体的な方法については特に限定されるものではないとされており、投資家が書面を交付する方法や、証券会社が発行体を代理して契約を締結する方法が例示されています(平成20年12月2日公表の金融庁パブリックコメントに対する回答5ページ6番、企業内容等開示ガイドライン2-1-2)。

これらを踏まえると、TOKYO PRO-BOND Market に上場しようとする債券にかかる証券会社と投資家との間の契約締結の方法の具体例としては、証券会社が投資家に対して法令上要求される事項を記載した書面を交付する方法によって契約を締結することが考えられます。また、発行体と投資家との間の契約締結の方法としては、(a)上記書面交付の際に、証券会社が発行体を代理して投資家に対して書面を交付する方法、これとは逆に、(b)証券会社が投資家を代理して発行体に書面を交付する方法、又は(c)証券会社が、発行体及び投資家の双方を代理する方法(その場合、双方代理に係る同意をそれぞれから得る必要があります。)が考えられます。

これらの書面の交付については、従来の公募債の新規発行と比較して、各当事者の事務手続の負担を増大させることがないように留意する必要があります。そこで、証券会社と投資家との間の譲渡制限契約については、当該書面により、TOKYO PRO-BOND Market に上場しようとする銘柄全部についてあらかじめ包括的に譲渡制限契約を締結することとし、個別の契約を不要とすることについて投資家の同意を得ておくことが考えられます。この方法によれば、証券会社は投資家が最初に TOKYO

PRO-BOND Market 上場銘柄についての取引を行う際に、上記書面の交付をすれば足りることになります。また、発行体と投資家との間の譲渡制限契約については、例えば上記 (b) の方法による場合には、投資家から証券会社に対して包括的な代理権授与を行うことができると考えられます。

なお、金融庁は、「適格機関投資家に対する告知義務については、あらかじめ包括的に告知内容を記載した書面の交付を行った上で、適格機関投資家の同意があれば、個別取引ごとの告知は不要である」という考え方をとっています（平成 21 年 12 月 22 日公表の金融庁パブリックコメントに対する回答 5 ページ 4 番）。これは、当該書面において対象となる有価証券が特定されており、かつ、個別取引ごとの告知は不要であることについて投資家の同意がある場合に、包括的な告知を許容する趣旨です。この趣旨は、特定投資家に対して特定投資家向け取得勧誘等を行う際の譲渡制限契約及びこれに関する代理権授与についても当てはまるものであり、特定の方法は「TOKYO PRO-BOND Market 上場銘柄」で足りります。

なお、譲渡制限契約は、当事者間で契約が成立すれば足りるものとされていますので、契約書の形式（例えば記名押印の要否など）については各当事者の判断に委ねられることとなります。

例えば、投資者と発行体との間の譲渡制限契約については、社債権者と発行体との間の社債契約（一般的には社債要項）の中で、金融商品取引法で定められている譲渡制限にかかる内容を譲渡制限条項として明記し、投資者が、当該条項の内容及び当該条項が同法に基づくものである旨を認識したうえで約定することにより、投資者と発行体との間で譲渡制限契約を成立させることも可能です。

上記(2)について、具体的には、いわゆる社債要項に当該取引の条件として譲渡制限の内容を記載し、投資家に交付することが考えられます。

なお、定義府令第 12 条第 1 号ロ(2)に定める、「当該有価証券が外国において発行される有価証券である場合は、金融商品取引所が公益又は投資者保護のために必要かつ適当と認める書面」とは、いわゆる社債要項のほか、当該国の法規制、実務慣行等により、当該取引の条件を記載したものとして一般的に投資家に交付される書面（取引の条件が記載された、いわゆるプライシング・サプリメント等）であって、特定証券情報の一部を構成するものとして当取引所が認める書面を指します。

(既上場債券)

TOKYO PRO-BOND Market に上場した債券について市場外で OTC 取引を行う場合には、特定投資家向け売付け勧誘等に該当し、勧誘を行う者とその買付者との間で譲渡制限契約の締結が必要となります。なお、投資家が行う取引が買付けか売付けかによって、投資家が買付者になる場合（証券会社が勧誘を行う者となる。）又は投資家

が勧誘を行う者になる場合（証券会社が買付者となる。）の両方の場面があります。

この場合の譲渡制限契約については、基本的に TOKYO PRO-BOND Market に上場しようとする債券について特定投資家向け取得勧誘を行う場合の譲渡制限契約と同様に考えることができます。すなわち、証券会社が投資家に対して法令上要求される事項を記載した書面を交付する方法によって契約を締結することが考えられます。

また、上場債券の OTC 取引については、取引が頻繁に行われることも想定されるため、取引の都度譲渡制限契約を個別に締結することは、事務手続の負担を増大させることになりかねません。そこで、当該書面により、TOKYO PRO-BOND Market の上場銘柄全部についてあらかじめ包括的に譲渡制限契約を締結することとし、個別の契約を不要とすることについて投資家の同意を得ておくことが考えられます。この方法によれば、証券会社は投資家に対して、TOKYO PRO-BOND Market 上場銘柄にかかる最初の取引を行う際に上記書面のやりとりをすれば足りることになります。

金融庁は、「適格機関投資家に対する告知義務については、あらかじめ包括的に告知内容を記載した書面の交付を行った上で、適格機関投資家の同意があれば、個別取引ごとの告知は不要である」という考え方をとっています（平成 21 年 12 月 22 日公表の金融庁パブリックコメントに対する回答 5 ページ 4 番）。これは、当該書面において対象となる有価証券が特定されており、かつ、個別取引ごとの告知は不要であることについて投資家の同意がある場合に、包括的な告知を許容する趣旨です。この趣旨は、特定投資家に対して特定投資家向け売付け勧誘等を行う際の譲渡制限契約についても当てはまるものであり、特定の方法は「TOKYO PRO-BOND Market 上場銘柄」で足りります。

（開示免除証券）

以上は社債等の開示規制に服する有価証券を想定したものです。これに対し、例えば本邦の地方債等、そもそも金融商品取引法上の開示規制に服さない有価証券については、譲渡制限契約にかかる手続きは必要ありません。

参考条文：

特定投資家向け取得勧誘について、金融商品取引法 2 条 3 項 2 号ロ(2)、令 1 条の 5 の 2 第 2 項 3 号、定義府令 12 条 1 号ロ、11 条の 2 第 1 項

特定投資家向け売付け勧誘等について、金融商品取引法 2 条 4 項 2 号ロ(2)、令 1 条の 8 の 2 第 3 号、定義府令 13 条の 6 第 1 号ロ、13 条の 5 第 1 項

開示免除証券について、金融商品取引法 3 条

Q64 上場債券に関する告知義務について教えてください。

A64 TOKYO PRO-BOND Market に上場しようとする債券について特定投資家向け取

得勧誘を行う場合には、勧誘を行う者から勧誘を受ける者に対して告知が必要となります。当該告知について、書面の交付は必ずしも要求されていませんが、上記譲渡制限契約にかかる書面において、TOKYO PRO-BOND Market に上場しようとする銘柄全部についてあらかじめ包括的に告知すべき事項を記載しておき、個別の告知を不要とすることについて投資家の同意を得ておくことが考えられます。

また、TOKYO PRO-BOND Market に上場した債券について市場外で OTC 取引を行う場合にも、勧誘を行う者から勧誘を受ける者に対して告知が必要となります。新規上場時と同様に、TOKYO PRO-BOND Market 上場銘柄にかかる最初の取引を行う際に、譲渡制限契約にかかる書面において、TOKYO PRO-BOND Market の上場銘柄全部についてあらかじめ包括的に告知すべき事項を記載しておき、個別の告知を不要とすることについて投資家の同意を得ておくことが考えられます。

参考条文：

金融商品取引法 23 条の 13 第 3 項 1 号、開示府令 14 条の 14 の 2 第 2 項第 3 号

Q65 証券会社による引受審査・デューディリジェンスの内容、程度について教えてください。TOKYO PRO-BOND Market の規則上の制約・義務はありますか。

A65 引受証券会社による引受審査・デューディリジェンスの内容、程度について、TOKYO PRO-BOND Market の規則では具体的な義務を定めていません。ユーロ市場等のプラクティスを参考に引受審査・デューディリジェンスのレベルを各証券会社において個々のケースに応じて判断していただくこととなります。

なお、これに関連する TOKYO PRO-BOND Market の特徴としては以下が挙げられます。

1. 法律上、発行企業が日本の取引所に上場しているなど継続開示会社である場合には、発行時に公表する特定証券情報（有価証券届出書もしくは発行登録追補書類に相当するもの）において、継続開示書類（有価証券報告書及び四半期報告書等）を参照しないため（有価証券報告書等を開示している旨を記載すれば足りる）、金融商品取引法第 17 条及び 21 条（特定証券情報にも準用されている）で立証責任が転換されている証券会社の民事責任の対象に継続開示書類が含まれない（すなわち当該発行企業の継続開示書類は上記加重責任の対象にならない）ことから、同 17 条及び 21 条に係る引受証券会社の法的リスクは大きく軽減される。
2. 証券業協会が定める引受審査に係る規則は適用がない。
3. TOKYO PRO-BOND Market は「プロ向け市場」ということで、個人投資家（特定投資家の範囲に入る個人を除く）を対象にしていないことから、証券会社においては、個人投資家を保護するために引受審査・デューディリジェンスをするという観点は必要なくなる。証券会社は、残額の引受リスク（自ら当該債券を保有

することとなった場合の投資リスク)、プロフェッショナルとしてのレピュテーションリスク (例えば、販売後ほどなく発行体のこれまでの開示内容が大きく変更される、あるいは発行体が重要な情報を開示する等により債券の価格が大きく変動するリスク) 等の観点から引受審査・デューディリジェンスを行うことになると考えられる。

参考条文：

民事責任について、金融商品取引法 27 条の 33、21 条 1 項 4 号

継続開示会社が公表する特定証券情報の記載事項について、金融商品取引法 27 条の 31、証券情報等内閣府令 2 条 2 項 1 号

同じく発行者情報の公表を要しない場合について、金融商品取引法 27 条の 32 第 1 項、証券情報等内閣府令 7 条 5 項

元引受業者の義務について、金融商品取引法 40 条 2 号、金商業府令 123 条 1 項 4 号

Q66 日本証券業協会の売買参考統計値の対象にはなりますか。

A66 当取引所に上場している債券及び当取引所に提出したプログラム情報に基づき発行された債券は、日本証券業協会の売買参考統計値制度の対象とされております。

以上

参考：TOKYO PRO-BOND Market 関連法令条文

	金融商品取引法	施行令	府令	関連 Q&A
特定投資家の定義	第 2 条第 31 項		定義府令第 23 条	49
特定取引所金融商品市場の定義	第 2 条第 32 項、第 117 条の 2			
特定上場有価証券の定義	第 2 条第 33 項			
特定投資家向け取得勧誘	第 2 条第 3 項 2 号ロ	第 1 条の 5 の 2 第 2 項第 3 号	定義府令第 12 条第 1 号、第 11 条の 2 第 1 項	
特定投資家向け売付け勧誘等	第 2 条第 4 項 2 号ロ	第 1 条の 8 の 2 第 3 号	定義府令第 13 条の 6 第 1 号、第 13 条の 5 第 1 項	55
開示免除証券	第 3 条	第 2 条の 8～第 2 条の 11		20,40,55
特定投資家等取得有価証券一般勧誘	第 4 条第 3 項	第 2 条の 12 の 4	開示府令第 2 条の 5～第 2 条の 8、特定有価証券開示府令第 4 条の 2～第 4 条の 5	
勧誘に当たっての告知義務	第 23 条の 13 第 3 項第 1 号		開示府令第 14 条の 14 の 2、外債開示府令第 11 条の 13 の 2、特定有価証券開示府令第 19 条の 2	55,56
非勧誘による売付け等に当たっての告知義務	第 40 条の 5 第 1 項	第 16 条の 7 の 2	金商業等府令第 125 条の 4、第 125 条の 5	
初回契約に当たっての告知義務	第 40 条の 5 第 2 項・第 3 項、第 34 条の 2 第 4 項		金商業等府令第 125 条の 6	
特定投資家向け有価証券の開示	第 27 条の 31～第 27 条の 32 の 2	第 14 条の 14	証券情報等内閣府令	9~12,16~23,57
発行者情報の公表を要しない場合	第 27 条の 32 第 1 項		証券情報等内閣府令第 7 条第 5 項	57

虚偽の特定証券情報に係る発行者の 民事責任	第 27 条の 33、第 21 条、第 27 条 の 34、第 21 条の 2			57
虚偽の特定証券情報に係る元引受証 券会社の民事責任	第 27 条の 33、第 21 条第 1 項第 4 号			57

(2015 年 9 月現在)